

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置の届出について

1 届出の必要な場合	<u>工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする場合</u> <input type="radio"/> ばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行令別表第1」をご覧ください。
2 届出を行う者	<u>工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする者</u> <input type="radio"/> 法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	<p>①ばい煙発生施設設置届出書（様式第1参照）</p> <p>②ばい煙発生施設の構造（別紙1参照）</p> <p><input type="radio"/> ばい煙発生施設の構造概要図（仕様書、カタログ等）を添付してください。</p> <p>③ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2参照）</p> <p>④ばい煙の処理の方法（別紙3参照）</p> <p><input type="radio"/> ばい煙処理施設の概要図（仕様書、カタログ等）を添付してください。</p> <p>⑤ばい煙発生施設及びばい煙処理施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）の設置場所（付近見取図）（別紙4参照）</p> <p>⑥ばい煙発生施設等の設置場所（平面図）（別紙5参照）</p> <p><input type="radio"/> ばい煙発生施設等を設置する全ての階の平面図を添付してください。</p> <p>⑦ばい煙発生施設等の設置場所（立面図）（別紙6参照）</p> <p>⑧ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要</p> <p><input type="radio"/> 操業系統図（フロー図等）を添付し、ばい煙の発生する工程及びばい煙の処理工程を明記してください。</p> <p>⑨煙道の排出ガス測定口の位置図</p> <p><input type="radio"/> ばい煙発生施設等の設置場所（立面図）（別紙6）等に記入されている場合は不要です。</p> <p>⑩緊急時連絡先（別紙7参照）</p> <p>⑪ばい煙発生施設届出計算書（別紙8参照）</p> <p><input type="radio"/> 燃料の種別により、「重油・灯油用」、「都市ガス13A用」、「その他用」の3種類あります。</p> <p>⑫試験成績書（別紙9参照）</p> <p><input type="radio"/> 燃料が重油、灯油及び再生油等の場合は、添付してください。</p>
4 届出部数	<u>3部</u> <input type="radio"/> 1部は、審査完了後に返却します。
5 届出期限	ばい煙発生施設の設置工事着手日の <u>60日前</u> まで。 <input type="radio"/> 届出日及び設置工事着手日は算入しません。
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。

7 提出先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場又は事業場の所在地が<u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u> 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810 ○ 工場又は事業場の所在地が<u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u> 京都市南区西九条森本町62-1 TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322
8 備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばい煙発生施設で使用される燃料には、京都市大気汚染対策指導要綱に規定される指導基準が適用されるため、<u>ばい煙発生施設を設置する地域によっては使用できない燃料があります</u>。詳しくは、管轄の環境共生センターにお問い合わせください。 ○ 設置されるばい煙発生施設が電気事業法、ガス事業法、又は鉱山保安法の適用を受ける場合（例 ディーゼル機関、ガスタービン等のように発電機として使用し、電気事業法に基づく「電気工作物」に該当する場合）上記手続きに代わり、<u>中部近畿産業保安監督部近畿支部に届け出る必要があります</u>。 詳しくは<u>中部近畿産業保安監督部近畿支部（代表 06-6966-6048）</u>へお問い合わせください。

大気汚染防止法施行令別表第1

1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
11	乾燥炉(一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。

15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キロアンペア以上であること。
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。
29	ガスタービン	
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。

記入例

様式第1

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

二重線で削除してください。

令和〇年〇月〇日

(あて先) 京都市长

届出者 住所 ○○府○○市○○町○○

自宅住所又は、法人の場合は登記に記載された本社住所を記入してください。

フリガナ キョウト
名 称 株式会社 京都

工場又は事業場の名称ではなく法人の名称を記入してください。

フリガナ キョウト タク
代表者 氏名 代表取締役 京都 太郎

本届出の担当者の職氏名及び連絡先電話番号を記入してください。

フリガナ キョウト ジ'ウ
担当者職氏名 技術課 京都 次郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

二重線で削除してください。

工場又は事業場の名称	株式会社 京都 御池工場 電話 (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	京都市○○区○○町○○番地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	1項 ボイラー 1基	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1		設置場所(平面図等)の施設番号と合致させてください。
名 称 及 び 型 式	1項ボイラ(冷温水発生機) △△社製△△型		設置届の場合は記入しないでください。
設 置 年 月 日	年	月	日
着 手 予 定 年 月 日	令和〇年〇月〇日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和〇年〇月〇日		年 月 日
規 模	伝 热 面 積 (m ²)	11.5	
	燃料の燃焼能力(重油換算ℓ/h)	160 Nm ³ /h (100 L/h)	
	原 料 の 处 理 能 力 (t/h)		
	火 格 子 面 積 又 は 羽 口 面 断 面 積 (m ²)		
	変 压 器 の 定 格 容 量 (KVA)		
	触 媒 に 附 着 す る 炭 素 の 燃 烧 能 力 (kg/h)		
	燃 烧 能 力 (kg/h)		
	乾 燥 施 設 の 容 量 (m ³)		
	電 流 容 量 (KA)		
	ボンプの動力 (Kw)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添附すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			No. 1						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等			8時～20時 12時間/回 1回/日 20日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月				
	季節変動			夏期・冬期のみ					
原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類								
	使用割合								
	原材料中の成分割合(%)			いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量								
燃料又は電力	種類			都市ガス(13A)					
	燃料中の成分割合(%)			灰分 0	いおう分 0	窒素分 0	灰分 いおう分 窒素分		
	発熱量			45 MJ/Nm ³					
	通常の使用量			120 Nm ³ /h					
	混焼割合			専焼					
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り		最大 2144	通常 1608	最大 1792	通常 1344	最大 通常		
	乾き						別添のばい煙発生施設届出計算書より計算された値を記入してください。		
排出ガス温度(°C)	200								
排出ガス中の酸素濃度(%)	0.5								
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)			最大 0.05	通常 0.05	最大 通常			
	いおう酸化物(容積比 ppm)			最大 0.00	通常 0.00	最大 通常			
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)			最大 通常		最大 通常			
	塩素(mg/Nm ³)			最大 通常		最大 通常			
	塩化水素(mg/Nm ³)			最大 通常		最大 通常			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/Nm ³)			最大 通常		最大 通常			
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)			最大 通常		最大 通常			
ばい煙量	いおう酸化物(Nm ³ /h)			最大 0.00	通常 0.00	最大 通常			
参考事項	低NOxバーナー使用								

- 備考
- 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
 - ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 - ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
 - 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のための採っている方法等を記載するほか、ガスタービン又はディーゼル機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		No. 1	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		煙突	
設置年月日	年月日	年月日	年月日
着手予定年月日	令和〇年〇月〇日		年月日
使用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日		年月日
ばい煙の濃度能	排出ガス (Nm^3/h)	最大	
		通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	
		処理後	
	ばいじん (g/Nm^3)	処理前	
		処理後	
	いおう酸化物 (容積比 ppm)	処理前	
		処理後	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm^3)	処理前	
		処理後	
	塩素 (mg/Nm^3)	処理前	
		処理後	
	塩化水素 (mg/Nm^3)	処理前	
		処理後	
弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm^3)	処理前		
	処理後		
鉛及びその化合物 (mg/Nm^3)	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容積比 ppm)	処理前		
	処理後		
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm^3/h)	最大	処理前
		通常	処理後
	ばいじん	最大	処理前
		通常	処理後
力率効率	いおう酸化物		
	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～20時 12時間/回 1回/日 20日/月	時～時 時間回回/日日/月
	季節変動	夏期・冬期のみ	
排出口の実高さ Ho (m) [傘付・傘なし]	25 [傘付・ 傘なし]		
煙突頂の直径 (m) [又はたて×横]	Φ 0.5 [×]		
補正された排出口の高さ He (m)	26.5		
排出速度 (m/s)	5.258		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式による算定すること。

4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

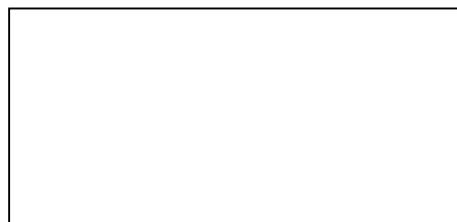
処理施設がない場合は、記載は不要です。

GLから排出口頂上高度間の距離を記入してください。

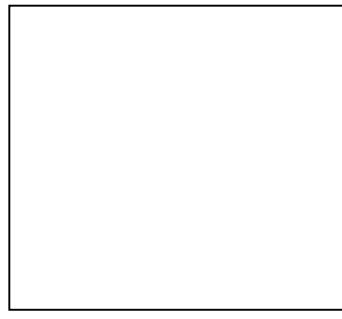
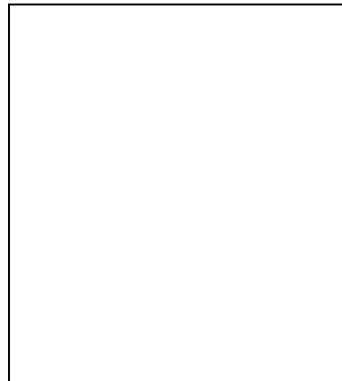
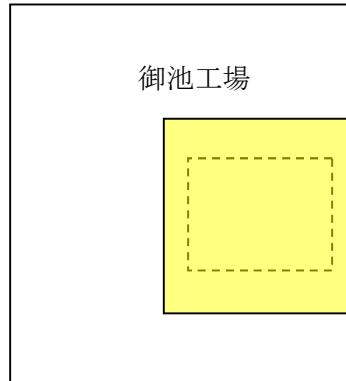
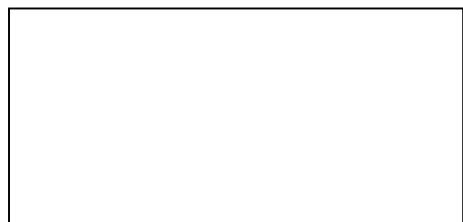
別添のばい煙発生施設届出計算書より計算された値を記入してください。

【ばい煙発生施設等の設置場所（付近見取図）】

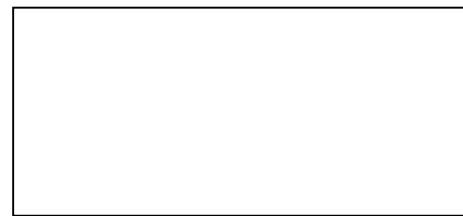
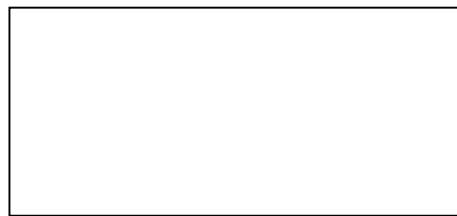
4
+



○
○
通



○○街道



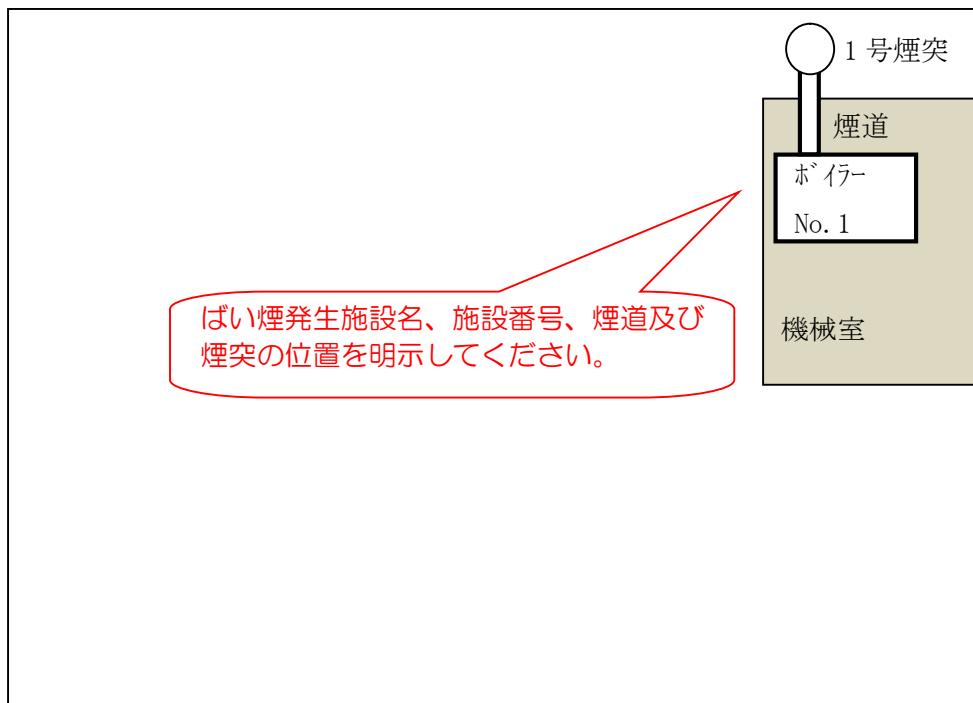
別紙5

【ばい煙発生施設等の設置場所（平面図）】

敷地

御池工場 地下1階

4

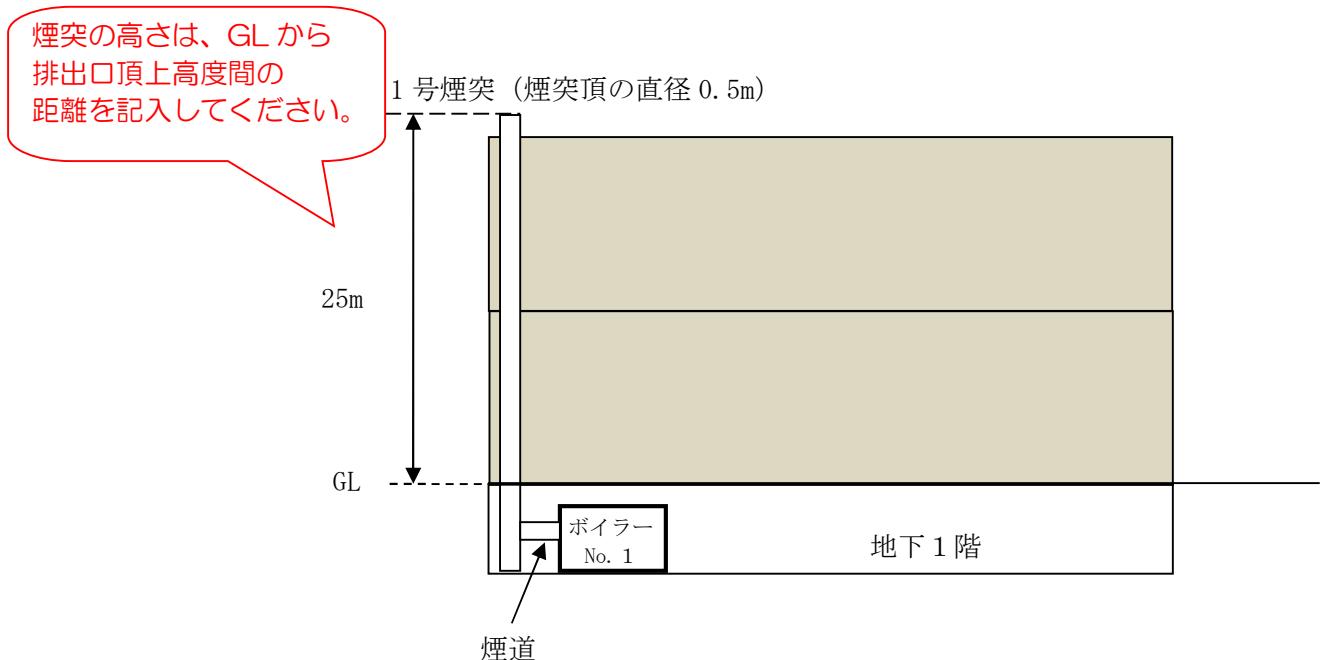


備考

- 1 ばい煙発生施設等を設置する工場又は事業場の敷地全体を明示してください。
- 2 ばい煙発生施設等及び施設番号を記入してください。
- 3 ばい煙発生施設等を設置する全ての階の平面図を添付してください。

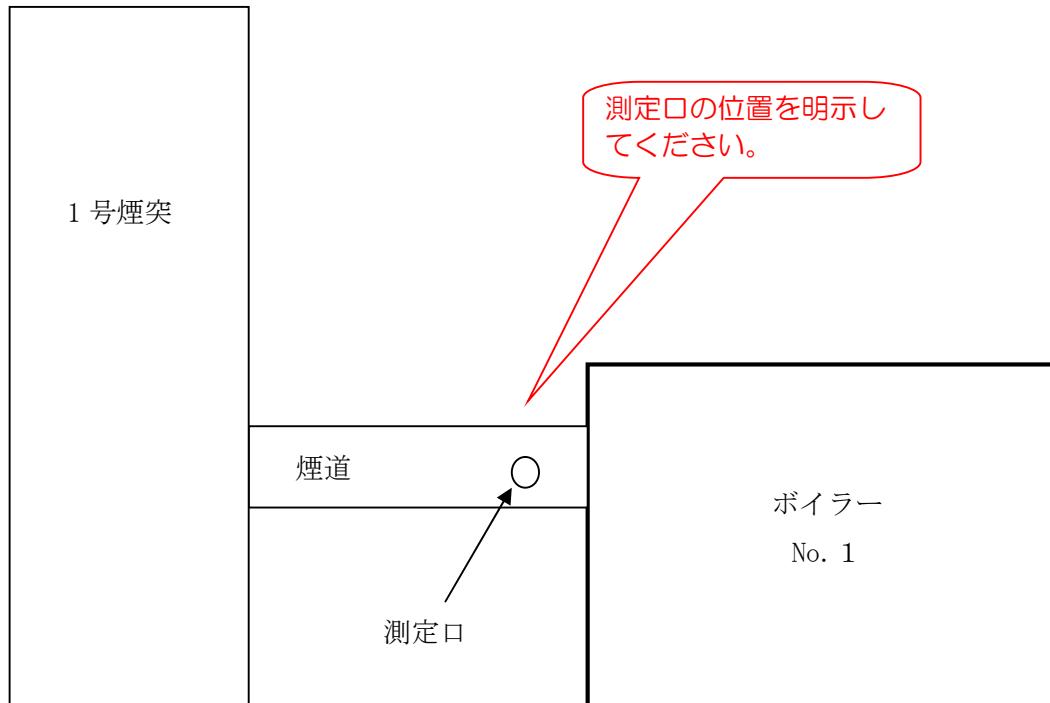
別紙6

【ばい煙発生施設等の設置場所（立面図）】



備考

- 1 ばい煙発生施設等及び施設番号を記入してください。
- 2 煙突がなく、ばい煙発生施設から直接排出される場合の煙突の高さは、G L からばい煙発生施設の排出口頂上間の距離となります。



別紙7

緊急時連絡先

1. 住所

○○府○○市○○町○○

2. 名称

株式会社 京都

3. 代表者

代表取締役 京都 太郎

4. 担当者

技術課 京都 次郎

5. 電話番号

090-○○○○-○○○○

6. その他

バーナーの最大燃焼能力	1 160	N m ³ / h
燃料の通常使用量	2 120	N m ³ / h
都市ガス中の硫黄分	3 0.000	%
排出ガス温度	4 200	°C
煙突頂の直径	5 0.5	m
地上からの排出口の実高さ	6 25	m
煙突の傘付の有無	傘有	傘無

1. 湿り排出ガス量=燃焼能力×湿り排出ガス係数

$$\text{最 大} = 1 160 \times 13.4 = 7 2144 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

$$\text{通 常} = 2 120 \times 13.4 = 8 1608 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

2. 乾き排出ガス量=燃焼能力×乾き排出ガス係数

$$\text{最 大} = 1 160 \times 11.2 = 9 1792 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

$$\text{通 常} = 2 120 \times 11.2 = 10 1344 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

3. 硫黄酸化物量=燃焼能力×硫黄分×0.007

$$\text{最 大} = 1 160 \times 3 0.000 \times 0.007 = 11 0.000 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

$$\text{通 常} = 2 120 \times 3 0.000 \times 0.007 = 12 0.000 \text{ N m}^3 / \text{h}$$

$$4. \text{ 硫黄酸化物濃度} = \frac{\text{硫黄酸化物量}}{\text{乾き排出ガス量}} \times 10^6 = \frac{11 0.000}{9 1792} \times 10^6 = 13 0.000 \text{ p.p.m}$$

$$5. \text{ 排出ガスの絶対温度} = 4 200 + 273 = 14 473 \text{ K}$$

$$6. \text{ 煙突頂の断面積} = 0.785 \times 5 0.5^2 = 15 0.196 \text{ m}^2$$

$$7. \text{ } 15^\circ\text{C} \text{における排出ガス量} Q = \frac{7 2144}{3600} \times \frac{288}{273} = 16 0.628 \text{ m}^3 / \text{s}$$

これらの値を、別紙2
「ばい煙発生施設の使
用の方法」の排出ガス
量欄に記入して下さい。

$$8. \text{ 排出速度 } V = \frac{7 \ 2144}{3600} \times \frac{14 \ 473}{273} \times \frac{1}{15 \ 0.196} = 17 \ 5.258 \text{ m/s}$$

傘付煙突の場合は、下の 9 (H_m) から 11 (H_t) までの計算は不要です。

この値を、別紙3
「ばい煙の処理の
方法」の排出速度欄
に記入してください。

$$9. \text{ } H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$= \frac{0.795 \sqrt{16 \ 0.628 \times 17 \ 5.258}}{1 + \frac{2.58}{17 \ 5.258}} = \frac{0.795 \times 18 \ 1.820}{19 \ 1.491} = 20 \ 0.971 \text{ m}$$

$$10. \text{ } J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288} \right) + 1$$

$$= \frac{1}{\sqrt{18 \ 1.820}} \left(1460 - 296 \times \frac{17 \ 5.258}{14 \ 473 - 288} \right) + 1 = 21 \ 799$$

$$11. \text{ } H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T-288) \times \left(2.31 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 2.01 \times 10^{-3} \times 16 \ 0.628 \times (14 \ 473 - 288) \times \left(22 \ 6.68 + \frac{1}{21 \ 799} - 1 \right) = 23 \ 1.327 \text{ m}$$

$$12. \text{ } H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$= 6 \ 25 + 0.65 (20 \ 0.971 + 23 \ 1.327) = 24 \ 26.5 \text{ m}$$

(注) 煙突が傘付の場合は、H_e = H_o とする。

この値を、別紙3
「ばい煙の処理の
方法」の補正された
排出口の高さ欄に
記入してください。

$$13. \text{ 排出基準 } q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

$$= 2.34 \times 10^{-3} \times 24 \ 26.5^2 = 25 \ 1.643 \text{ N m}^3/\text{h}$$

$$14. \text{ 排出基準 } > \text{ 硫黄酸化物量 (最大)}$$

$$25 \ 1.643 \text{ N m}^3/\text{h} > 11 \ 0.000 \text{ N m}^3/\text{h}$$

燃料に、重油、灯油及び再生油等を使用する場合は、添付してください。

別紙9

令和〇年〇月〇日

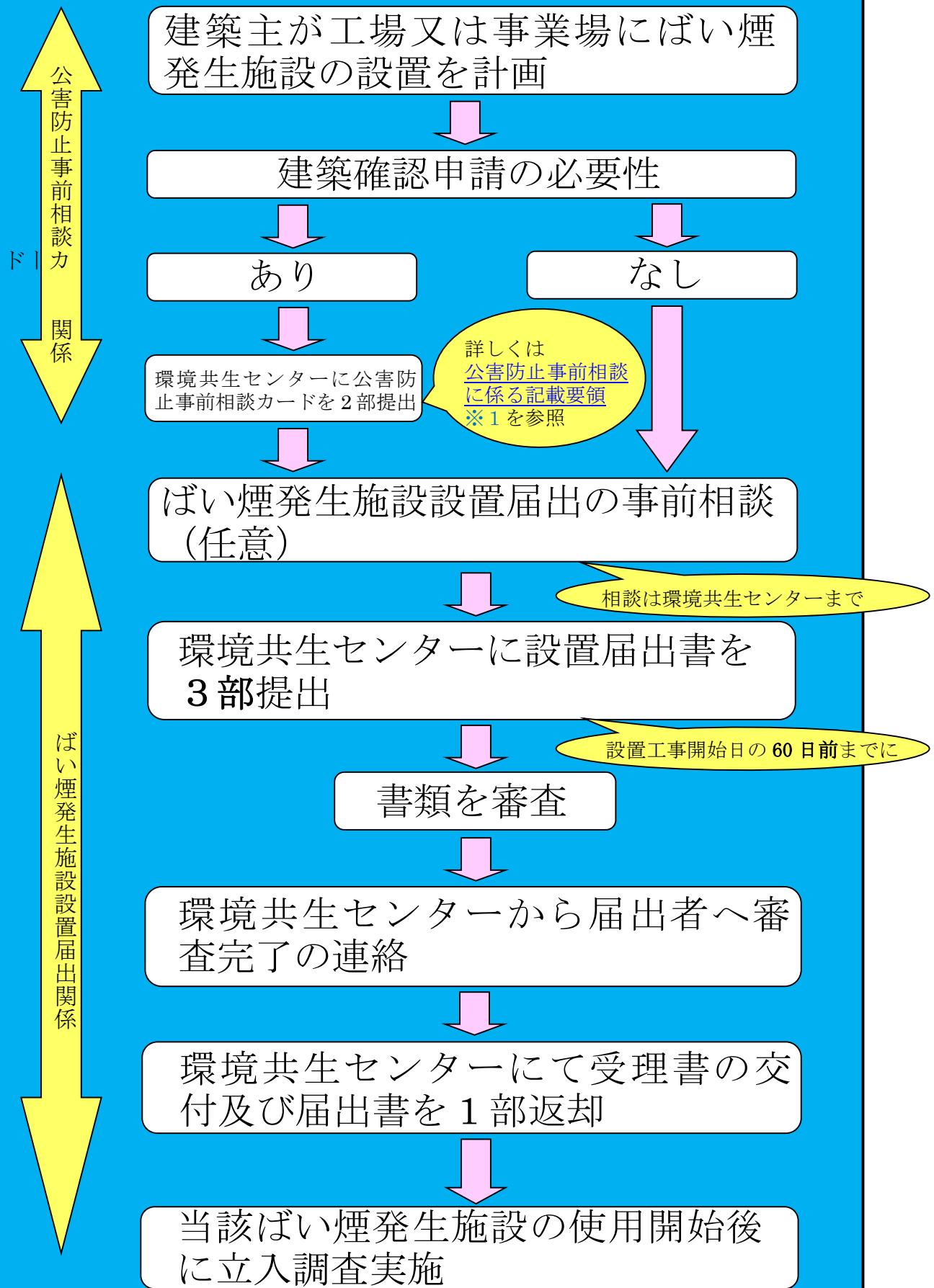
試験成績表（代表性状）

〇〇株式会社販売部

製品名：LSA重油

試験項目	単位	試験法	測定値
密度	g/cm ³	JIS K 2249	〇〇
反応		JIS K 2252	〇〇
引火点	°C	JIS K 2265-3	〇〇
動粘度 (50°C)	mm ² /s	JIS K 2283	〇〇
セタン指数		JIS K 2204-1992	〇〇
流動点	°C	JIS K 2269	〇〇
目詰まり点	°C	JIS K 2288	〇〇
残留炭素分	質量%	JIS K 2270	〇〇
10%残炭	質量%	JIS K 2270	〇〇
硫黄分	質量%	JIS K 2541	〇〇
窒素分	質量%	JIS K 2609	〇〇
灰分	質量%	JIS K 2272	〇〇
水分	質量%	JIS K 2275	〇〇
総発熱量	kJ/kg	JIS K 2279	〇〇
真発熱量	kJ/kg	JIS K 2279	〇〇

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置に係る届出のフロー図



※1 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000170725.html>